建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

1　処分をした年月日　平成23年８月31日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　金山　惠子　一級建築士　第144168号
3　処分の内容　業務停止３月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の戸建住宅（１物件）について、㈱ハーツファクトリー住宅事業部カスタ（愛知県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第56条の２第１項の規定（日影による中高層の建築物の高さの制限）に違反する設計を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

1　処分をした年月日　平成23年８月31日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　富樫　　亮　一級建築士　第163999号
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の銀行の支店（１物件）について、㈱日建設計一級建築士事務所（愛知県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第61条に違反する設計（防火地域内における延べ面積が100㎡を超える銀行の支店であるにもかかわらず、同法第２条第９の２号に規定する耐火建築物としない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

1　処分をした年月日　平成23年８月31日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　葛原　定次　一級建築士　第183051号
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の銀行の支店（１物件）について、㈱日建設計一級建築士事務所（愛知県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第61条に違反する設計（防火地域内における延べ面積が100㎡を超える銀行の支店であるにもかかわらず、同法第２条第９の２号に規定する耐火建築物としない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

1　処分をした年月日　平成23年８月31日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　穂苅　玄一　一級建築士　第306935号
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分の原因となった事実　北海道内の共同住宅（１物件）について、㈱石本建築事務所札幌支所（北海道）の業務に関し、工事監理者として、工事監理を十分行わず、設計図書のとおりに工事が実施されない（耐震スリットに関する工事箇所が設計図書と異なる）事態を生じさせた。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

1　処分をした年月日　平成23年８月31日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　山田　朗人　一級建築士　第305507号
3　処分の内容　業務停止１月
4　処分の原因となった事実　北海道内の共同住宅（１物件）について、㈱石本建築事務所札幌支所（北海道）の業務に関し、工事監理者として、工事監理を十分行わず、設計図書のとおりに工事が実施されない（耐震スリットに関する工事箇所が設計図書と異なる）事態を生じさせた。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第７条第２項に基づく使用の認定公告

平成23年８月29日付けをもって下記土地について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第５条による使用の認定があったので、同法第７条第２項の規定により公告する。

記

所在	地番	種類（地目）	数量（㎡）		備考
			実測	登記簿上	使用認定した土地の面積（㎡）
沖縄県国頭郡国頭村字桃原帆原	570	畑	229.32	229	229.32
〃　〃　〃　〃　〃	582－１	原野	223.32	223	223.32
〃　〃　〃　〃　〃	615	畑	111.10	111	111.10
〃　〃　〃　〃　〃	655	〃	135.08	135	135.08
〃　〃　〃　〃　〃	658	〃	422.36	422	422.36
〃　〃　〃　〃　〃	684	〃	1,087.25	1,087	1,087.25
〃　〃　〃　〃　〃	731	〃	1,544.41	1,544	1,544.41
〃　〃　〃　〃　〃	755	原野	415.26	415	415.26
〃　〃　〃　〃　〃	828	〃	1,190.18	1,190	1,190.18
〃　〃　〃　字辺土名帆原	2329	〃	6,564.54	6,564	6,564.54
〃　〃　〃　〃　〃	2334	〃	633.44	633	633.44
合計			12,556.26	12,533	12,556.26

平成 23 年９月 26 日

沖縄防衛局長

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第７条第２項に基づく使用の認定公告

平成23年８月29日付けをもって下記土地について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第５条による使用の認定があったので、同法第７条第２項の規定により公告する。